

(内閣委員会)

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案（衆第三七号）（衆議院提出）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、インターネットを利用して不特定の者に対し情報の発信を行う者（ウェブサイトにおいて、単に発信された情報の不特定の者への提示の機会を提供しているに過ぎない者を除く。）は次に掲げる行為をしてはならない。

1 国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為

2 インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為

二、ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及に当たって違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置が講ぜられることを明記する。

三、この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。